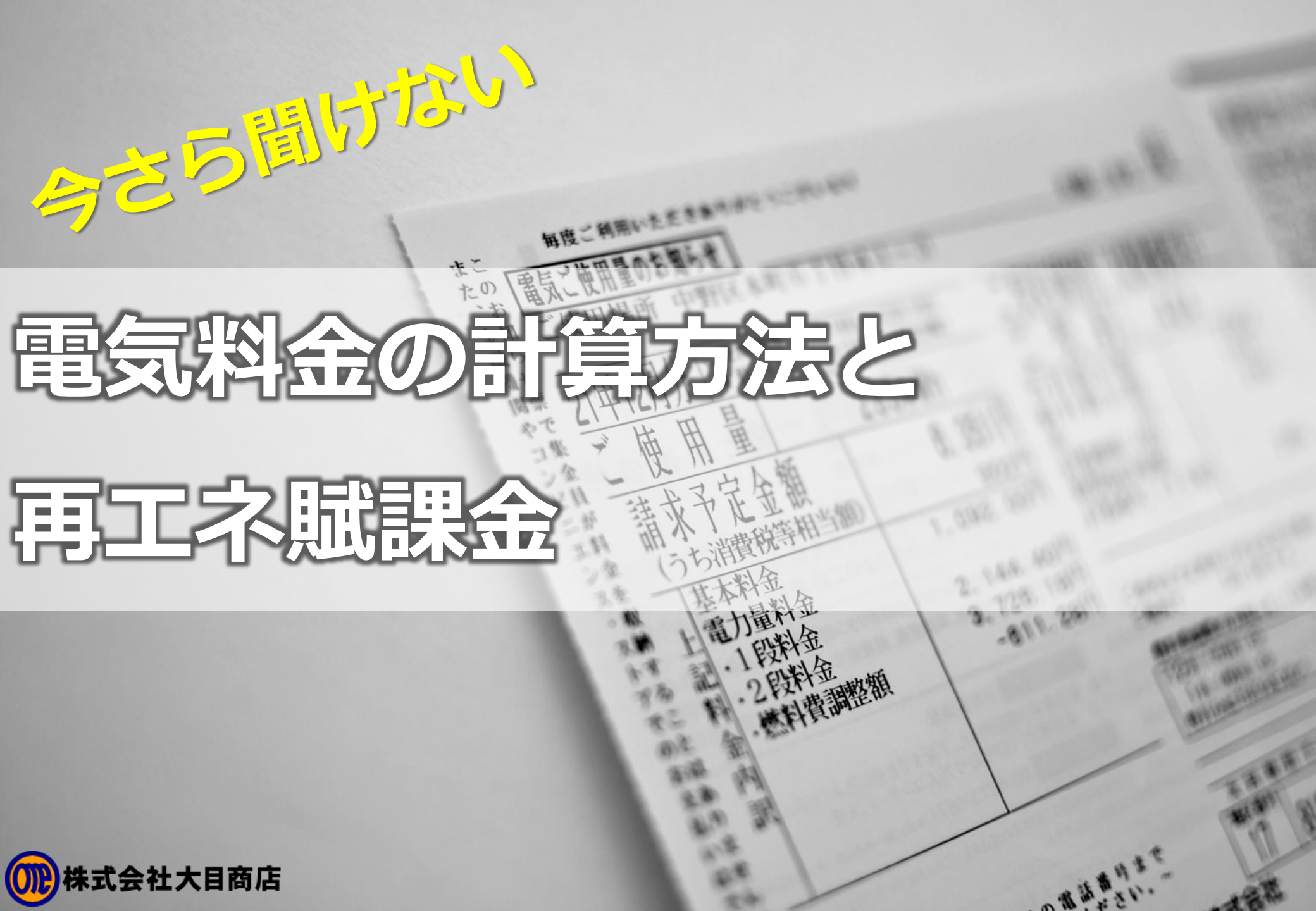




今さら聞けない

電気料金の計算方法と 再エネ賦課金

「再生可能エネルギー発電促進賦課金」（再エネ賦課金）

「FIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）※」によって電力会社等が買取りに要した費用を、電気のご使用量に応じて、電気料金の一部として、電気をご使用になるお客さまにご負担いただくものです。

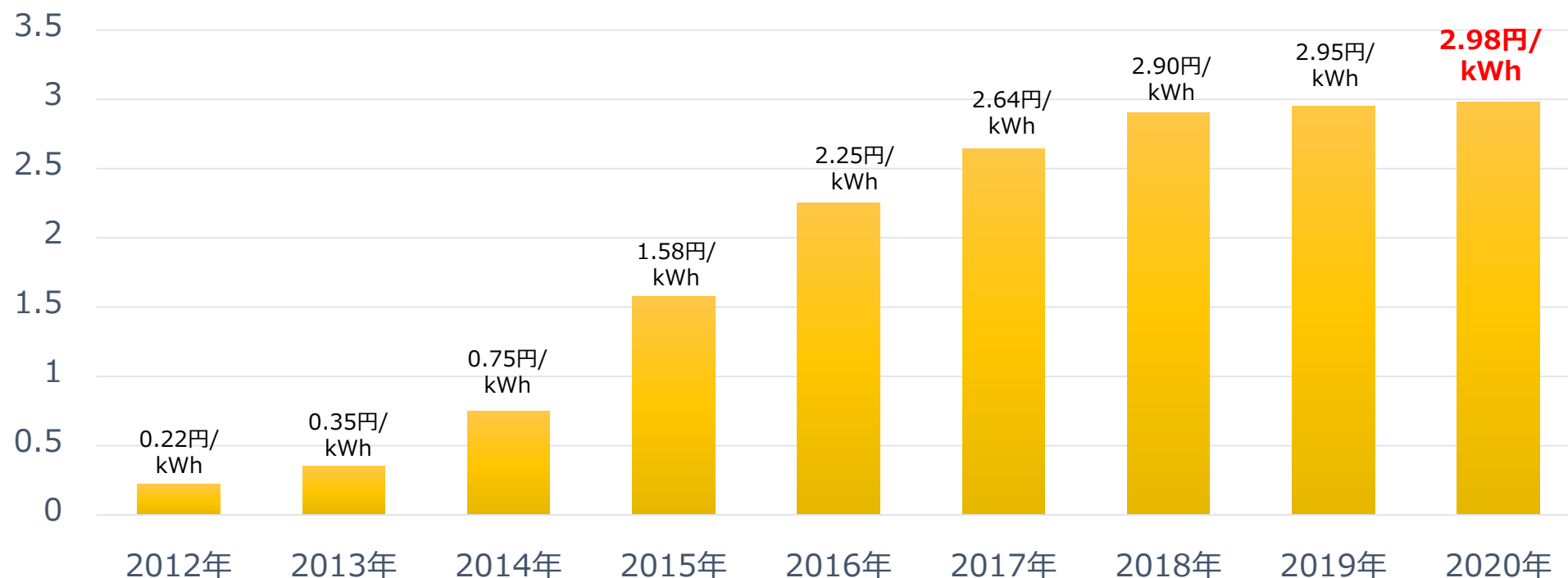
資源エネルギー庁によると、再エネ賦課金は再生可能エネルギーの導入を支え、発電設備建設にも活かされ普及促進につなげるために役立てるとされています。

再生可能エネルギーによる発電が普及することにより、日本のエネルギー自給率が向上します。これにより化石燃料に対する依存度が下がり、燃料価格が大きく変動した際にも電気料金を一定の幅で安定化することができるという狙いもあります。これは電気利用者全員にメリットがあるという観点から、全利用者が賦課金という形で負担する仕組みになっています。

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、毎年度、経済産業大臣によって定められ、毎年5月分から翌年の4月分の電気料金に適用されます。

※FIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）とは、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）により発電された電気を、一定期間・固定価格で電力会社等が買い取ることを義務付けるもので、平成24年7月1日から開始された制度です。

再エネ賦課金は2020年5月からは2.98円/kWhが加算される



再エネ賦課金は「年々上昇」しています。2020年5月からは、2.98円/kWhが加算されており、皆さまのご自宅の電気料金明細に「実は小さく」書いてあります。

再エネ賦課金は電気料金の計算式の中で以下の様に分解できます

電力料金

=

基本料金

+

電力量料金

+

再生可能エネルギー
発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金 (円/kWh)
×
1ヶ月の使用電力量 (kWh)

再エネ賦課金を抑えるためには、「太陽光発電」などの再生可能エネルギー設備を活用して、賦課金の掛からない電気を使う必要があります。

太陽光発電なら 大目商店にお任せください！

広島県・岡山県を中心に太陽光発電のご提案を
させていただきます。

丁寧かつ迅速なご対応を心がけております。是非お問い合わせ下さい！

「地域に愛されるサービスを通じて安心・安全・快適な暮らしを支える総合エネルギー企業」



084-951-2333

受付時間：9:00～18:00（土日祝休み）